

経済産業大臣の勧告	事業者の見解
<p>1. 渡り鳥の実態を把握するため、対象事業実施区域及びその周辺において、適切に調査地点数を設定すること。</p>	<p>方法書段階より、調査地点の見直しを行いました。また、レーダー調査の地点選定においても、関係機関と調整のうえ、適切に実施いたしました。調査の実施状況については、「第 10 章 10.1.4 動物」に記載いたしました。</p>
<p>2. 生態系の典型性注目種については、鳥類を追加するなど適切に選定を行うこと。</p>	<p>典型性注目種については、鳥類も含め見直しを行いました。現地の状況を踏まえ、典型性注目種は、カラ類を選定いたしました。なお、調査の結果については、「第10 章 10.1.6 生態系」に記載いたしました。</p>
<p>3. 植生の調査については、早春または春の現地調査を追加すること。</p>	<p>現地の状況を踏まえ、植物相の春季調査は、4 月及び5 月の 2 回実施いたしました。調査の結果については「第 10 章 10.1.5 植物」に記載いたしました。</p>